

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 2 8 日

入 国 者 収 容 所 首席入国警備官 殿 (処遇担当)
地方出入国在留管理局 首席入国警備官 殿 (処遇担当)
地方出入国在留管理局支局 首席入国警備官 殿 (処遇担当)

出入国在留管理庁出入国管理部
警備課補佐官 梅原 義裕

大型連休中における保安上の事故防止の徹底について (通知)

各官署におかれましては、常日頃から被収容者の動静に留意いただくとともに、適正な処遇に努めていただいていることと存じます。

被収容者の健康状態及び動静の把握等については、平成 30 年 3 月 5 日付け法務省管警第 46 号入国管理局長通達「被収容者の健康状態及び動静把握の徹底について(指示)」、令和 2 年 3 月 31 日付け入管庁警第 52 号出入国在留管理庁長官通達「被収容者の健康状態の把握及び拒食事案への対応について (通達)」及び令和 2 年 4 月 3 日付け入管庁警第 58 号出入国在留管理庁出入国管理部長通達「収容施設における新型コロナウイルス対策について (指示)」にのっとり対応していただいているものと承知しています。

大型連休期間中は、例年所要の看守勤務体制をとって対応していただいているところですが、被収容者の動静監視を徹底し、体調不良を訴える被収容者については、安易に重篤な症状にはないと判断せず、判断に迷う場合には、ちゅうちょなく救急車の出動を要請するなど適切に対応願います。

また、各官署におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策として、看守勤務に従事する職員の健康管理を徹底していただくとともに、発熱、倦怠感及び呼吸困難等の症状のある職員については、出勤させることのないよう御留意いただき、連絡体制を確立の上、あらかじめ補勤体制を構築しておくなどの準備をお願いいたします。